



2022年5月24日

各位

会社名	株式会社キトー	
代表者名	代表取締役社長	鬼頭 芳雄
コード番号	6409(東証 プライム)	
問合せ先	常務取締役 財務管理本部長	遅澤 茂樹
	TEL:03-5908-0161	

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社キトーは、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業の目的の追加を行うとともに、号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(金)予定
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(金)予定

以上

株式会社キトー 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 荷役機械、荷役設備およびこれに付随する建物および施設の設計、製造、工事、販売ならびに修理サービス業務</p> <p>2. 物品の保管、格納、入出庫にかかわる機器、設備およびこれに付随する建物および施設の設計、製造、工事、販売ならびに修理サービス業務</p> <p>(新設)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 荷役機械、荷役設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務</p> <p>2. 物品の保管、格納、入出庫にかかわる機器、設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務</p> <p>3. <u>安全器具、安全帯、墜落制止用器具およびこれらに付随する関連器具の、設計、開発、製造、販売および修理サービス業務</u></p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第43条(条文省略)</p>	<p>第18条～第43条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>